

## 福岡市消防局特別救急隊の発足について

福岡県 福岡市消防局

### 福岡市消防局の概要

福岡市は九州地方北部に位置する福岡県の北西部に位置し、7行政区に九州最大の人口約150万人（平成25年1月現在推計）を擁しています。わが国の主要都市までの距離と、東アジアの主要都市までの距離とがほぼ同じ範囲内にあるため、古くからアジアの交流拠点都市として発展を続けています。

福岡市消防局は、1本部（3部8課）、7署24出張所、職員1,029名、常備車両215台、非常備車両73台、ヘリコプター2機、消防艇1艇の体制をもって防災の任にあたっています。



福岡市署所配置図

### 特別救急隊発足の背景

#### ・都心部救急需要対策

当局の救急体制については、平成23年度までは救急隊26隊、救急隊員222名（救急救命士119名）で救急事案に対応していました。しかし、本市の救急件数は全国と同様に年々増加しており、平成24年中の救急出動件数は、65,892件で過去最多の出動件数となりました。その中でも特に都心部における救急需要は恒常的に高いレベルで推移しており、高齢化の進展とともに、今後更に救急需要が高まることが見込まれま

す。このような状況に的確に対応するため、早急に新たな救急隊を配置し、市民の安全・安心を確保する必要がありました。

#### ・大規模災害や特殊救急事案対策

一方、大規模災害等により多数の傷病者が発生する救急事案においては、救急活動が体系的に有効かつ効果的に実施されることが必要であり、近年では全国的に様々な事件・事故において特殊な対応が求められる救急事案が増加しています。

また、このような救急現場においてDMAT等の医療チームと共に現場活動を行うこともあることから、災害医療に精通した救急指揮者が必要となる事案も増加しています。

このような状況を背景に、平成24年4月から通常救急隊と異なる運用を行う局本部直轄の救急隊を消防本部警防部救急課に配置し、都心部の救急需要に対応するとともに、多数傷病者救急事案や特殊事案の指揮支援（救急部門担当）として特別救急隊の運用を開始しました。

### 運用体制

特別救急隊は、人員配置等の関係から平日昼間のみの運用から開始することとし、消防本部周辺の都心部救急事案に出動するとともに、多数傷病者救急事案などの特殊事案については市内全域に出動しています。なお、勤務時間外に発生した特殊事案については、非常召集により対応することとしています。

部隊編成は、基本的には消防司令補以下3名すべてを救急救命士としていますが、災害規模、内容等に応じて、救急課の課長又は係長が乗務する体制をとっています。

特別救急隊としての現場活動は、原則として現場の救急担当指揮者（管轄署の救急係長等）とともに搬送先医療機関の確保や現場救護所の統括、DMAT等医療チームとの調整など、救急活動全般の指揮を執ることを任務とします。更に、特別救急隊は、緊急消防援助隊派遣救急隊の第一順位として登録され、県隊救急部隊の指揮等に当たることも想定しています。

また、待機時には局全体の事後検証などの救急課救急



特別救急隊員装備

指導係業務を行うとともに、各署で実施する集団救急事故訓練やNBC対応訓練等にも参加し、現場指揮者との連携訓練や現場救急隊員のスキルアップのための技術指導等を行っています。

なお、特別救急隊の隊員は、災害現場における一般救急隊との識別を明確にするために、ヘルメットの色や服装等を変えているほか、現場指揮のための特別な装備も備えています。

## おわりに

特別救急隊は、都心部救急需要対策と救急指揮隊としての任務を併せ持つ救急隊として当局初の試みであり、当初は運用面での不安等もありました。しかしながら、試行錯誤を繰り返す中で、現場到着時間の短縮や特殊事案における救急指揮活動の実施など一定の成



訓練の様子

果を得られています。

今後は、都心部における救急需要に対応するため、運用体制の強化を図るとともに、特別救急隊としての位置付けや任務等を更に検討しながら、継続して訓練や教育を実施し、消防局の使命である「住む人、訪れる人に安全・安心を提供できるまち『福岡市』の実現」に向け本市救急体制の更なる充実強化を図ってまいります。